

静 岡 市 報

No. 58

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

規 則	
○静岡市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	1
○静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	1
○静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	2
○静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則	2
○静岡市営静岡競輪の臨時場外車券売場の設置に伴う静岡市会計規則等の特例に関する規則	2
○静岡市クリエイター支援センター条例の施行期日を定める規則	4
告 示	
○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	4

規 則

静岡市規則第98号

静岡市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成19年12月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市税条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第70号）の施行期日は、平成19年12月26日とする。

静岡市規則第99号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成19年12月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第78号）別表第
3の1備考1の改正規定の施行期日は、平成19年12月26日とする。

静岡市規則第100号

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定
する。

平成19年12月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第75号）の施行
期日は、平成19年12月26日とする。

静岡市規則第101号

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年12月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則
静岡市立看護専門学校学則(平成15年静岡市規則第163号)の一部を次のように改正する。
第8条中「第56条」を「第90条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

静岡市規則第102号

静岡市営静岡競輪の臨時場外車券売場の設置に伴う静岡市会計規則等の特例に関する規
則をここに制定する。

平成19年12月27日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市営静岡競輪の臨時場外車券売場の設置に伴う静岡市会計規則等の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡市営静岡競輪の開催に当たり臨時の場外車券売場（自転車競技法（昭和23年法律第209号）第 4 条の規定により設置する場外車券売場をいう。以下「臨時場外」という。）を設置することに伴う財務事務の取扱いに関し、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。）、静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号。以下「予算規則」という。）及び静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号。以下「契約規則」という。）の特例を定めるものとする。

(資金前渡の範囲の特例)

第 2 条 会計規則第75条に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第 1 項第17号に規定する規則で定める経費は、臨時場外の運営に要する経費であって当該臨時場外において支払をするものとする。

(契約書の省略の特例)

第 3 条 前条に規定する経費に係る契約を随意契約の方法により行うときは、契約規則第 33条第 1 項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、予算規則第25条第 3 項の規定にかかわらず、支出負担行為伺書への契約書案の添付を省略するものとする。

(前渡資金受払簿の省略の特例)

第 4 条 第 2 条に規定する経費に係る前渡資金管理者が当該前渡資金の収支を明らかにする明細その他これに準ずる書面を作成することにより当該前渡資金の収支が明らかとなる場合には、会計規則第78条第 2 項の規定にかかわらず、前渡資金受払簿の作成を省略することができる。

(前渡資金の精算の特例)

第 5 条 第 2 条に規定する経費に係る前渡資金管理者は、会計規則第79条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、当該臨時場外を設置した静岡市営静岡競輪の開催期間の初日の属する年度の翌年度の 5 月15日までに精算書を作成し、支払済証拠書類を添えて主管の長の決裁を受けた後会計管理者に送付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第103号

静岡市クリエイター支援センター条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成19年12月27日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市クリエイター支援センター条例の施行期日を定める規則

静岡市クリエイター支援センター条例（平成19年静岡市条例第67号）の施行期日は、平成20年1月4日とする。

告 示

静岡市告示第4号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月4日

静岡市長 小 嶋 善 吉

表中

「

静岡市清水産業・情報プラザ使用料の徴収事務	清水商工会議所会頭
-----------------------	-----------

を

」

「

静岡市清水産業・情報プラザ使用料の徴収事務	清水商工会議所会頭
静岡市クリエイター支援センター使用料の徴収事務	特定非営利活動法人しずおかコンテンツバレー推進コンソーシアム理事長

に

」

改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。